

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県教育委員会は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県教育委員会

## 公表日

令和8年6月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に基づき、特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために、その負担能力の程度に応じて特別支援学校への就学に必要な経費を支給する。 特定個人情報を取り扱う事務としては、支弁区分決定の際の情報照会、特定個人情報ファイルの管理、情報提供があった際の情報提供等がある。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、特別支援教育就学奨励費システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費個人別支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法別表第38の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ●福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第2項、別表第二の第15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない [ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第59の項、第61条  【情報提供】 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42の項、第125の項、第161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁教育振興部特別支援教育課
②所属長の役職名	教育庁教育振興部特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	●福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課学事企画係 〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3909 ●福岡県総務部行政経営課行政情報係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3058
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課学事企画係 〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3909
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在するいずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、申請書様式は手続に必要な最低限の情報のみ記入する形式としているため、事務に必要な情報を入手することはない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月15日	I 関連情報/1. 特定個人情報を取り扱う事務/③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、特別支援教育就学奨励費システム	事前	
平成30年5月15日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/①部署	教育庁教育振興部義務教育課	教育庁教育振興部特別支援教育課	事後	組織改変に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年5月15日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/②所長	教育振興部義務教育課長 田中 直喜	教育振興部特別支援教育課長 井手 優二	事後	組織改変及び人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年5月15日	I 関連情報/8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県教育庁教育振興部義務教育課管理係 〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3908	福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課学事企画係  〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3909	事後	組織改変に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年5月15日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/②部署	教育庁教育振興部特別支援教育課 井手優二	教育庁教育振興部特別支援教育課長	事後	新様式への変更
令和1年5月15日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和3年3月17日	I 関連情報/3. 個人番号の利用	●福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第2項、別表第二の第14の項	●福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第2項、別表第二の第15の項	事後	
令和3年3月17日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、第44条第1号ナ	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、第44条第1号ナ	事後	
令和3年3月17日	II しいき値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の計数か	平成28年11月15日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和3年3月17日	II しいき値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の計数か	平成28年11月15日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報/3. 個人番号の利用	●番号法別表第一の第26の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条	●番号法別表第39の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第22条	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	【情報照会】 ●番号法別表第二の第37の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号 【情報提供】 ●番号法別表第二の第26の項、第87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、第44条第1号ナ ●番号法第19条8号	【情報照会】 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第59の項、第61条 【情報提供】 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42の項、第125の項、第161の項	事後	
令和7年3月17日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業			事後	新様式への変更
令和7年3月17日	IV リスク対策/11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	新様式への変更
令和8年3月16日	I 関連情報/3. 個人番号の利用	●福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第2項、別表第二の第15の項	●福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)第3条第2項、別表第二の第12の項	事後	
令和8年3月16日	II しいき値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和8年3月16日	II しいき値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	